



# ジャパン石油製品 アセスメントメソドロジー

2017年10月2日更新

1. 第1章第2条 「価格評価の実施」における表記の修正
2. 第1章第8条 「スーパーバイザーの設置および役割」における一部文言の削除
3. 第1章第9条 「スーパーバイザーの選定」における一部文言の追加および修正
4. 第1章第10条 「スーパーバイザーによるレビュー品質の維持」における一部文言の追加および修正
5. 第1章第13条 「アセスメントメソドロジーの公開」における承認者の変更
6. 第1章第15条 「アセスメントメソドロジーの変更」における承認者の変更

# 価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

## 第1章 価格評価の一般原則

### 第1条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

### 第2条（価格評価の実施）

第1条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 価格評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーの設置および役割
- スーパーバイザーの選定
- スーパーバイザーによるレビュー品質の維持
- 価格評価の整合性および一貫性の保持
- 市場情報の信頼性および充分性
- アセスメントメソドロジーの公開

- アセスメントメソドロジーの定期的な見直し
- アセスメントメソドロジーの変更
- 評価価格の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

#### 第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

#### 第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

#### 第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

#### 第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏りがないか検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除

外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

#### 第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

#### 第8条(スーパーバイザーの設置および役割)

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソドロジーに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観点からレビューを実施することとする。

#### 第9条（スーパーバイザーの選定）

スーパーバイザーは、価格評価対象商品および市場について充分な経験および知識を有したもの、取締役会の承認を得た上で選定することとする。スーパーバイザーは、担当するレポートの価格評価および記事作成に携わらないものとする。

#### 第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、定期的に社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、当該スポットチェックの証跡を保管することとする。

#### 第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的に実施することとする。

## 第12条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらのうち重要な専門家判断は、各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。

情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

## 第13条（アセスメントメソドロジーの公開）

2名以上の取締役に承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

## 第14条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年1回（毎年10月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合においてはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

## 第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、2名以上の取締役の承認を得ることとする。2名以上の取締役による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

2名以上の取締役による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに2名以上の取締役により承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、2名以上の取締役による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

#### 第16条(評価価格の変更および訂正)

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

## 第2章 ジャパン石油製品における価格評価の原則

### 価格評価の目的

価格評価の目的は、レポートの発行日に取引された標準的なスポット売買の実勢相場を表すことにある。実勢相場とは、「競争原理が働くなかで、市場参加者（プレーヤー）の多くが買付け可能な価格、あるいは販売可能な価格」、すなわち「最も多く取引を成立させ得る価格帯」と定義する。

### 価格の定義

取引が成立しない場合でも製品の価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。

製品の価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によって変動するものとする。

### 評価の方法

価格評価は、レポート発行日に得た成約情報、売買唱え、需給状況が基本的な要素となる。このうち価格評価の時間内で、最新の成約、売買唱えを最優先に確定する。成約、売買唱えがない場合は売り気配、買い気配を参考にする。

価格評価の優先順位は原則として次のとおりとする。

- (1) 成約価格
- (2) 売買唱え
- (3) 売り気配、買い気配

ただし、(1)の妥当性を吟味する上で(2)および(3)についても価格評価上、これを重視する。とくに(2)に関し数量・タイミング・受渡しポイントがはっきりしているものについては(1)に準ずる扱いとする。

#### (1)、(2)の説明

(1) 極端な安値、高値の成約は事実であっても、実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買価値や需給環境などを総合的に判断し、レンジから大きく乖離している場合、評価の対象から除外する。価格評価を行う上で判断材料となる成約情報は下記3つが挙げられる。

- ①売買当事者双方から確認を得たもの
- ②売買当事者の何れか一方から確認を得たもの

### ③情報ソースとして信頼すべき複数の第三者から伝えられたもの

情報の信頼性として①が最も望ましいものの、種々の制約から②および③に留まるケースも多い。リムでは価格評価にあたって①の情報を原則とし、②および③の情報も参考とする。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場合、これを採用しない。

成約価格における取引数量の大小による評価価格は、原則として 50%が加重平均を、残り 50%が取引成立件数による平均を採用する。具体的には以下の通りとなる。

$$\text{リムが定める海上市場における成約価格の平均値} = (\text{加重平均} + \text{件数平均}) \div 2$$

(2) スポット市場では、売り手と買い手の競争によって製品の価格が決定するものとする。

「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」、また「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」が評価される価格となる。

需給要件、原油・海外製品価格変動、為替動向などの他の市場動向は、基本的に成約価格や売買唱えに反映されているものと見做す。ただし、価格情報が乏しい場合は、これらの他の市場動向を参考に価格評価を行うことがある。

アセスメントのレンジは原則として 200 円以上、1,000 円以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、マーケット動向を勘案して最大 1,000 円までの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

### 数量単位

取引数量の単位は kL、取引通貨は円とする。国内石油産業では、商習慣として kL をもとに海上取引を行っており、これに沿って単位を規定している。

### 品質

基本的に日本工業規格（JIS）+業界標準規格に合致した国産品あるいは通関後の輸入品を評価対象とする。ただし、次の油種に関しては以下のとおりとする。

軽油：JIS で定める 1 号および 2 号軽油を所謂、一般流通品と見做し、価格評価も 1 号および 2 号をベースとする。冬季の寒冷地用 3 号および特 3 号品は、そのまま価格評価には反映させない。基本的に未課税物品を価格評価の対象とし、課税品は評価の対象から除外する。

LSC 重油：硫黄分は 0.2~0.4% 品を対象とする。また、HPP 品だけを対象とし、LPP 品は対象外とする。

HSC 重油：硫黄分は 2.5~3.0% 品を対象とする。

### 国内石油製品海上バージスポット価格評価

#### 価格評価対象の製品

レギュラーガソリン、灯油、軽油、A 重油、LSA 重油、LSC 重油、HSC 重油の 7 油種。

#### 価格評価の時間帯

東京時間 10~17 時。なお、売買唱えや成約の報告については、17 時までに受け取ったものとする。

#### 評価対象期間

当月 25 日まで当月渡し物を価格評価の対象とし、翌営業日の 26 日から翌月渡し物に価格評価が移行する。25 日が休業日の場合、その前営業日が当月渡しの価格評価最終日となる。

#### 標準数量

価格評価の対象となる標準数量は、ガソリン、灯油、軽油は 1 ロット 200kl 以上を基準とする。LSC 重油は 1 ロット 1,000kl 以上を基準とする。A 重油、LSA 重油および HSC 重油は 1 ロット 100kl 以上とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

#### 受渡形態と受渡ポイントと価格評価地域

製油所および二次基地出しバージ取りの EX パイプ取引を価格評価の基準とする。二次基地出しの場合、出荷地の明記が望ましい。持ち届け取引は価格評価において参考とする。その場合、EX パイプ価格への引き戻しは実勢運賃を用いる。

リムで価格評価する受渡地域は、東京湾（京浜および千葉）、西日本（和歌山を含む大阪湾岸の阪神および瀬戸内以西の大分を含む大西）の 2 地域とする。

地域間格差に関しては、地域独自の需給を考慮する一方で、実態から乖離した評価とならないよう留意し、実勢フレート格差を考慮した上で、実態をより反映した評価を行う。こ

のため、成約価格、売買唱えレベルに変化がない場合でも、地域間格差の関係で評価価格が上下する場合がある。

### 価格評価の対象となる取引形態

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置き、売買当事者から確認が得られたものを採用する。価格評価においては、OTC(over the counter)市場での成約価格、売買唱えのリムの記者による取材を基本とする。また、(1)リムトレーディングボード（リムのWEBサイト掲載のリムトレーディングボード）の成約価格、売買唱え、(2)JOX（ジェー・オイル・エクスチェンジ）、その他 TOCOM-Window を含む市場取引も対象とする。

絶対値の評価に際しては、ペーパースwap取引価格も参考とする。さらに現物フォワード（現物先渡し）取引における価格も評価の対象や、東京商品取引所の石油先物取引価格も参考とする。

ターム取引は除外する。また、パッケージ取引、受渡地区や受渡時期のスワップ取引、さらにバーター（交換）取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

産燃ユーザー向けの直需販売は、その取引の性格上、種々の要因により、スポット市況の実勢から乖離した価格で決定することも多い。このため、価格評価の参考とはするものの、全面的に評価へ反映することはしない。

#### (1)、(2)の説明

##### (1) リムトレーディングボードに掲載の価格評価対象

「リムトレーディングボード」に東京時間 10 時～17 時に提示された成約価格、売唱えおよび買唱えを価格評価の対象とする。「リムトレーディングボード」に掲示する売唱えおよび買唱えならびに成約は、電話、Eメールほか各種コミュニケーションサービスを通じて寄せられたものに加え、本紙記者の取材したものとする。

##### (2) JOX の現物取引における価格評価対象

JOX スクリーン上に東京時間 14 時～14 時 30 分までに提示された当月渡しの売買唱え、成約価格を価格評価の対象とする。毎月 26 日から翌月渡しの取引に移行する。

### 市況連動取引の価格評価への反映基準

市況連動取引のベースは、海上リム価格の月間平均値、リムラック価格の月間平均値、先物市況等と、限定しない。これらの市況連動取引の成約や売買唱えに関し、需給・コスト要件などに変化がない場合、ガソリン、灯油、軽油の白油のプレミアムやディスカウントは原則として、その変動幅を絶対値に反映させる。ただし、売買唱えについては、固定価格での提示を優先することができる。

市況連動取引のプレミアムやディスカウントは、一般的に現行相場に対する強弱の現れと捉えられ、下記3項目も要素として含まれる。

- (1)品質格差
- (2)地域格差
- (3)マージン

(1)と(2)に関しては、一般的な相場に対する強弱材料と分けて評価する。

### 市況連動取引の基準値

価格査定のベースのうち、海上リム価格\*の月間平均値（以下「海上月間平均」という）、リムラック価格\*\*の月間平均値（以下「陸上月間平均」という）の基準値の算定の仕方は次のとおりとする。

（注記）\*リム情報開発が発刊する「ジャパン石油製品」の価格

\*\*リム情報開発が発刊する「ローリーラック」の価格

#### [海上月間平均]

ガソリン、灯油、軽油、3油種について、以下のとおりとする。

①価格評価対象が翌月に移行する26日から受渡月の10日までは、リムで収集した当日の当該限月のペーパースワップ価格を基準値とする。たとえば、2015年11月限の場合、10月26日から11月10日まではそれぞれの日のペーパースワップ11月限価格中値を基準値とする。

②受渡月の11日から25日までは、1日から25日までのリムの評価価格の営業日平均（前日の価格が25日まで変わらないと仮定したうえで算出）と26日から末日分のペーパースワップ価格の営業日平均を基準値とする。

③市況連動成約の場合、プレミアムもしくはディスカウントを基準値に加算もしくは減算して絶対値に換算する。

例：2015年11月13日、ガソリンの場合（11月の営業日数は19日）

11/02	49,200	49,700	
11/04	49,500	50,100	
11/05	48,400	49,000	
11/06	49,200	49,400	
11/09	49,500	49,700	
11/10	49,300	49,700	
11/11	49,800	50,300	
11/12	49,600	50,400	
11/13	49,600	50,400	12日までの数値が25日まで続くものとする。 この日の12月限のペーパースワップは46,000~46,600円。
11/16	49,600	50,400	
11/17	49,600	50,400	
11/18	49,600	50,400	
11/19	49,600	50,400	
11/20	49,600	50,400	
11/24	49,600	50,400	
11/25	49,600	50,400	
11/26	46,000	46,600	13日のペーパースワップの数値が末日まで続くものとする。
11/27	46,000	46,600	
11/30	46,000	46,600	
	48,911	49,542	上下限のそれぞれの平均を出す
	49,226		上段の平均値が海上月間平均値(基準値)となる。

#### ④A 重油、LSA 重油、LSC 重油およびHSC 重油の市況連動取引の扱い

市況連動取引の基準値は、リム WEB サイトに掲載する「RIM 国内海上スポット月間平均値」(※)とする。

市況連動取引を固定値に換算する場合は、2日目から25日までとする。26日から翌1日までは固定値換算はしない。

※足元の価格が月末まで変わらないものと仮定した上で算出した推定値

(リムのWEBサイト参照

<https://www.rim-intelligence.co.jp/topics/select/article/jp-barge-spot>)

### [陸上月間平均]

ガソリン、灯油、軽油、A重油およびLSA重油の5油種について、以下のとおりとする。

陸上月間平均の基準値は、レポート発行日が月初2日目の営業日から25日(25日が休日の場合は前営業日)までは、リムラック価格の営業日平均価格(前日の価格が25日まで変わらないと仮定したうえで算出)を基準値とする。月の初営業日はリムラック価格が翌月渡しを対象とする前月最終営業日の価格を基準値とする。26日から末日までは海上と陸上の対象月が異なるため、リムラック価格連動は価格評価の対象としない。基準値となるリムラック価格のうち4リム価格は、「千葉、川崎、中京、阪神の製油所出し価格」を対象とする。

## 国内石油製品ペーパースワップ価格評価

### 価格評価対象の製品

ガソリン、灯油、軽油、A重油、LSA重油、LSC重油、HSC重油の7油種。このうち、A重油、LSA重油、LSC重油とHSC重油は「海上バージスポット価格評価」に準じているため、いずれの限月も「海上バージスポット価格」の京浜と同値とする。アセスメントのレンジは原則として200円以上、1,000円以内とする。

### 価格評価の時間帯並びに取引形態

当日の価格評価は、リムの記者の取材による、東京時間14時から16時に成立したOTC市場での成約価格や提示された売買唱えを基本とする。これに加え、リムトレーディングボード、J0Xを含めたペーパースワップ市場で提示されたファームな売唱え、買唱えおよび成立した取引も価格評価の対象とする。

### 評価対象期間

3カ月先までの3限月が価格評価の対象となる。3限月の最初の月(フロント・マンス)の価格評価は、現物受渡し月の10日(休業の場合、繰り上げ)が最終日となり、11日から翌月物に移行する。

例えば、2014年6月の場合、フロント・マンスとしての7月限の価格評価は6月11日から始まり、7月10日が最終日となる。11日からフロント・マンスは8月限に移行する。

## **標準数量**

価格評価の対象となる標準数量は、ガソリン、灯油、軽油は 1 ロット 200kL 以上を基準とする。LSC 重油は 1 ロット 1,000kL 以上を基準とする。A 重油、LSA 重油および HSC 重油は 1 ロット 100kL 以上とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

## **価格評価地域**

日本国内の製油所